

令和8年度 群馬県医学生修学資金貸与制度 募集要項

- 群馬県医学生修学資金制度は、「将来、群馬県の地域医療に貢献したい」と考えている医学生（5，6年生）を支援するため、群馬県が修学資金を貸与するものです。
- この修学資金の貸与を受けた医学生が、医師国家試験に合格後、県内で臨床研修を含め、**3年間、県内公立病院等で医師として従事したときには、修学資金の返還が全額免除**されます。
- 修学資金の貸与を希望される医学生の方は、この制度の趣旨等を理解していただくとともに、**卒業後のご自身の進路について十分に考えた上でお申込みください。**

©群馬県 ぐんまちゃん



▶貸与制度については群馬県ホームページからご確認ください

[群馬県医学生修学資金貸与制度について - 群馬県ホームページ\(医務課\)](https://www.pref.gunma.jp/site/doctorguide/1974.html)

<https://www.pref.gunma.jp/site/doctorguide/1974.html>

1 申込資格

以下の（1）～（3）の条件を、すべて満たす必要があります。

- (1)医学部5年生 ※1（国立大学法人群馬大学の学生については、県外出身者※2に限りませ
- (2)都道府県や市町村等から同種の修学資金の貸与を受けていないこと
- (3)本人及び生計を一にする者の所得額の合計が1,500万円に満たない者 ※3

※1 5，6年生の2年間の貸与を希望する者に限ります。

※2 「県外出身者」の条件（以下、「対象要件」という）については、次のいずれかに該当する者です。

- (i)県外に所在する高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (ii)県外に所在する通常の課程による十二年の学校教育又は専修学校の高等課程を修了した者
- (iii)申請時に在学する国立大学法人群馬大学が設置する群馬大学に係る大学入学試験の出願時の住所が県外にあった者

※3 給与等の「収入金額」ではなく、所得税法上の「所得」の額です。なお、特別な事情により、令和8年度以降継続的な所得の減少が見込まれる場合は貸与対象となる可能性がありますので、別途ご相談ください。

2 募集区分・募集人数

- a. 県内の病院での臨床研修を希望する者・・・14名
- b. 医師不足区域（桐生市・伊勢崎市・館林市・渋川市）での臨床研修を希望する者・・・6名

3 貸与金額

- a. 月額10万円（年額120万円）
- b. 月額15万円（年額180万円）

4 貸与期間

令和8年4月から大学を卒業する月まで（通算して2年を限度）

※ 貸与契約は年度ごとに締結する必要があります。

※ 4月に遡り、各年度の修学資金を1年分一括で貸与します。

5 申込方法

令和8年度から、原則として専用フォームからのオンライン申請となりました。以下の手順に沿ってお申込みください。

(1) 申込手順

① 提出書類の準備とデータ化

各種証明書等を取り寄せ、すべての書類をスマートフォン等で撮影し、画像データまたはPDFにしてください。（電子発行された書類等はそのままご使用ください。）

② 総合フォームからのオンライン提出

下記の「総合フォーム」にアクセスし、ご自身の立場を「①新たに貸与を受けようとする方」として選択して進み、必要事項を記入の上、準備した書類データをアップロードして送信してください。

(2) 提出が必要な書類

【全員】

- 申請者本人の「住民票の写し」
- 申請者本人の「運転免許証（両面）」又は「マイナンバーカード（表面）」
- 申請者本人の「在学証明書」
- 申請者本人の「成績証明書」
- 連帯保証人の「住民票の写し」
- 連帯保証人の「運転免許証（両面）」又は「マイナンバーカード（表面）」
- 同一生計者全員の「令和7年分 所得証明書（課税証明書）」
- 修学資金振込先口座の金融機関名・口座名義・口座番号が確認できる「通帳」又は「インターネットバンキング画面」

【群馬大学の学生】※上記書類に加えて、次のいずれかの書類を提出してください。

- 対象要件(i)又は(ii)⇒「県外高等学校等の卒業証明書」
- 対象要件(iii) ⇒大学入学試験出願時の住所が分かる「住民票の写し」又は「戸籍の附票」

※ 住民票の写し等は申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないでください。

(2) 応募期限

令和8年6月26日（金）まで



(3) 総合フォーム（書類の提出先）

下記リンク先からお手続きください。

[【群馬県】医学生修学資金_各種申請・届出_総合フォーム](https://logoform.jp/form/9cfD/1504175)

<https://logoform.jp/form/9cfD/1504175>

※リンク先はLoGo フォームのページに移動します。

（アカウント登録が必要です。）

(4) 申込に当たっての注意事項

- ・この案内をよく読み、趣旨を十分に理解の上、お申込みください。
- ・提出書類は、貸与決定の可否に関わらず返却しませんので、ご了承ください。

6 貸与の決定

書類審査及び面接審査を実施の上、貸与者を決定し、申請者に通知します。

面接日時は、申請者あて別途通知します。なお、面接はオンラインで実施します。

7 貸与手続（貸与契約の締結）について

貸与決定後、群馬県と貸与契約を締結します。契約手続が完了した後に、修学資金を交付します。

＜貸与契約の手続フロー＞

- ① 県から連帯保証人あてに「貸与契約書」を郵送します。
- ② 書類が届きましたら、申込者ご本人および連帯保証人（1名）の双方で署名・捺印を行ってください。
- ③ 契約書に収入印紙2,000円分（群馬県証紙ではありません）を貼付の上、県医務課あてにご返送ください。

※ 連帯保証人の収入額は問いませんが、独立の生計を営んでいることが必要です。

※ 契約書のご返送は、ご本人・連帯保証人のどちらから行っていただいても構いません。

8 修学資金の貸与方法について

貸与契約者が指定する預金口座に振り込みます。貸与契約者以外の口座（例えば、保護者の預金口座）への振込を希望するときは、別途、委任状の提出が必要です。

※ 各年度につき、12か月分を一括で振り込みます。

9 返還免除

次の①～④の条件を、すべて満たしたときは、修学資金の返還を全額免除します。

- ① 大学卒業後、1年を経過する月の月末までに医師国家試験に合格すること
- ② 医師国家試験合格後、速やかに医師免許を取得すること
- ③ 医師免許取得後、直ちに、群馬県内の臨床研修病院で臨床研修を行うこと
- ④ 臨床研修の期間も含め、知事が別に定める県内の公立病院等（以下「特定病院」という。）で、貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（3年間）、従事すること

- ※ 月額15万円の貸与を受けていた場合は、そのうち2年間の臨床研修を特に医師が不足する区域（桐生市・伊勢崎市・館林市・渋川市）の特定病院で実施。
- ※ ③の臨床研修の期間は、④の従事期間に含まれます（ただし、群馬県医師確保修学研修資金の貸与期間を除く）。
- ※ 医師としての業務上の理由により死亡したときや、医師業務に起因する心身の故障により従事継続が不可能となったときも、返還を免除します。

特定病院（知事が別に定める県内の公立病院等）

< 県内の基幹型臨床研修病院 >

・ 群馬大学医学部附属病院（※）	・ 太田記念病院（※）
・ 高崎総合医療センター（※）	・ 公立館林厚生病院
・ 前橋赤十字病院（※）	・ 群馬中央病院（※）
・ 伊勢崎市民病院（※）	・ 公立藤岡総合病院（※）
・ 利根中央病院（※）	・ 日高病院（※）
・ 桐生厚生総合病院	・ 済生会前橋病院
・ 公立富岡総合病院	・ 渋川医療センター

< 協力型臨床研修病院・専門研修基幹施設 >

・ 県立心臓血管センター	・ 伊勢崎佐波医師会病院
・ 県立精神医療センター	・ 美原記念病院
・ 県立がんセンター	・ 三枚橋病院
・ 県立小児医療センター	・ 榛名病院
・ 安中市立碓氷病院	・ 田中病院
・ 公立七日市病院	・ 北毛病院
・ 西吾妻福祉病院	・ 館出張佐藤病院
・ 原町赤十字病院	・ 岸病院
・ 前橋城南病院	・ 赤城病院
・ 西毛病院	・ 老年病研究所附属病院
・ 前橋協立病院	・ 東邦病院
・ 上毛病院	・ 恵愛堂病院
・ 厩橋病院	・ くすの木病院
・ 高崎中央病院	・ 前橋城南病院
・ 群馬病院	・ 前橋協立診療所
・ サンピエール病院	・ つつじメンタルホスピタル
・ 関越中央病院	・ 石井病院
・ 松井田病院	・

上記の特定病院はR8.3月時点での状況であり、今後変更する可能性があります
基幹型臨床研修病院のうち（※）は専門研修基幹施設です

10 返還の猶予

貸与契約者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると認めるときは、返還を猶予される場合があります。

11 業務従事期間の中断

卒業後3年間は特定病院での従事が必要となりますが、次のようなケースは中断期間として認められます。

- (1) 疾病・災害で業務に従事できない期間
- (2) 育児休業の期間
- (3) 大学院（医学を履修する課程に限る）在学期間
- (4) 外国の大学・大学院、医療機関、研究機関等において医学研修等に従事した期間
- (5) 専門研修の一環として特定病院以外の病院に勤務する期間
- (6) 県の医療水準向上に資する専門知識修得のため特定病院以外の病院に勤務する期間

※ (3) (4) は「5年間」、(5) (6) は「3年間」まで中断期間として可能です。

12 返還

修学資金の貸与契約が解除されたときや貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるときなど、返還免除の適用を受けない場合は、返還すべき修学資金の額に年10%の割合で計算した利息を加えた額を、知事の定める日までに一括して返還しなければなりません。

また、返還すべき日までに返還されなかった場合は、年利10.75%の遅延利息が加算されます。

13 貸与契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、貸与契約を解除します。

- 死亡したとき
- 大学を退学したとき
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- 本県以外の地方公共団体から同種の修学資金等の貸与を受けたとき
- 大学卒業後、1年を経過する月末日までに医師国家試験に合格できなかったとき
- 群馬県内の病院で臨床研修を行わなかったとき
- そのほか、貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

14 よくある質問

Q. 日本学生支援機構の奨学金等の貸与を受けているときは、申請できますか？

A. 一般的な奨学金であれば、既に貸与を受けていても申請できます。ただし、この制度と同様に、ほかの都道府県等から貸与後に一定期間勤務することが条件となっている奨学金等の貸与を受けている場合には、申請できません。（貸与を受けていることが判明した場合には、返還していただくこととなりますのでご注意ください。）

Q. 臨床研修を受ける病院は、どの病院にすればよいですか？

A. 募集区分aの方は、群馬県内の臨床研修病院であればどちらでも構いません。県で臨床研修先の病

院を個別に指定したり、斡旋したりするものではありません。

募集区分 b の方は、申請時に希望した桐生市・伊勢崎市・館林市・渋川市のいずれかの臨床研修病院にて研修を受けてください（マッチング登録時に要注意）。

Q. 返還免除になるまでの間、同一病院で継続して勤務する必要がありますか？

A. 県が定める特定病院の範囲内であれば、途中で勤務先を変更しても構いません。
通算して所定の期間に達したときは、返還免除となります。

Q. 出産や育児で休職したら、返還しなくてはなりませんか？

A. 出産・育児休業で休職しても、直ちに、修学資金の返還を求めることはありません。
勤務を中断する前と復職後の期間を通算して、所定の期間以上従事したときは、返還免除となります。

Q. 医学生修学資金の貸与を受けたあと、医師確保修学研修資金を借りることはできますか？

A. 可能です。ただし、医師確保修学研修資金の貸与期間中は、医学生修学資金の返還免除の従事期間に含まれなくなるため、ご注意ください。

Q. 申請書類は郵送で提出してもよいですか？

A. 郵送でのお手続きを希望する場合は、総合フォームに掲載されている各種様式をご使用の上、下記住所までご送付ください。なお、総合フォームへの登録は不要ですが、事前に下記問合せ先までご一報ください。

問合せ先

群馬県健康福祉部医務課医師確保対策室

住所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-2540

メール：imuka@pref.gunma.lg.jp

※ メールでの問合せのときは、件名を「医学生修学資金について」としてください。